

読み替え後の「大阪外国語大学学位規程」

平成17年3月24日
全 部 改 正
最近読み替改正 平19. 9. 20

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、大阪大学（以下「本学」という。）が本学と大阪外国語大学との統合の際大阪外国語大学に在籍していた学生（以下「旧課程の学生」という。）に対して授与する学位に関し必要な事項を定める。

(学位及び専攻分野の名称)

第2条 本学が旧課程の学生に対して授与する学位は、学士、修士及び博士とする。
2 学士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称として「言語・文化」を付記する。
3 修士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称として「言語文化学」、「国際学」又は「学術」を付記する。ただし、日本語・日本文化特別コースにおいては、専攻分野の名称として「日本語・日本文化」を付記する。
4 博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称として「言語文化学」、「国際学」又は「学術」を付記する。ただし、日本語・日本文化特別コースにおいては、専攻分野の名称として「日本語・日本文化」を付記する。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、読み替え後の大阪外国語大学学則（以下「学則」という。）第4条第1項の規定に基づいて本学に置く旧外国語学部を卒業した者に対し授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、学則第5条第1項の規定に基づいて本学に置く旧大学院言語社会研究科博士前期課程（以下「博士前期課程」という。）を修了した者に対し授与する。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、学則第5条第1項の規定に基づいて本学に置く旧大学院言

語社会研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）を修了した者に対し授与する。

(学位の名称使用)

第6条 学位を授与された者は、当該学位の名称を用いるときは、学位の次に「大阪大学」を付記する。

(学位簿への登録及び学位授与の報告)

第7条 総長は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録するとともに、当該学位を授与した日から3月以内に、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位の取消)

第8条 学位を授与された者が、不正な方法で学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、旧課程の外国語学部教授会、博士前期課程委員会又は博士後期課程委員会（以下「教授会等」という。）の審議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させることができる。

2 前項の教授会等の審議における議決は、読み替え後の大阪外国語大学外国語学部教授会規程又は読み替え後の大阪外国語大学大学院言語社会研究科課程委員会規程の規定にかかわらず、出席した構成員の3分の2以上の同意をもって決する。

(学位記の様式)

第9条 学位記の様式は、別記様式第1号から別記様式第3号までに定めるところによる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、本学が旧課程の学生に対して授与する学位に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条の規定に基づき授与する学位記の様式）

第 号	大阪大学総長	大阪大学外国語学部長	年 月 日	学 位 記
				氏 名 年 月 日生
	氏 名 印	氏 名 印		
				大学印
				本学において大阪外国語大学外国語学部○○○学科 ○○専攻（○○語）所定の課程を修めて本学を卒業し たことを認め学士（言語・文化）の学位を授与する

別記様式第3号（第5条第1項の規定に基づき授与する学位記の様式）

第 号	大阪大学総長	年 月 日	学 位 記	
			氏 名 年 月 日生	
	氏 名 印			
				大学印
				本学において大阪外国語大学大学院言語社会研究科 語社会専攻の博士後期課程を修了したので博士（○○） の学位を授与する

別記様式第2号（第4条の規定に基づき授与する学位記の様式）

第 号	大阪大学総長	年 月 日	学 位 記	
			氏 名 年 月 日生	
	氏 名 印			
				大学印
				本学において大阪外国語大学大学院言語社会研究科 ○○専攻（○○コース）の博士前期課程を修了したの で修士（○○）の学位を授与する

別記様式第4号（第5条第2項の規定に基づき授与する学位記の様式） 削除